

## 木更津市福祉有償運送運営協議会 議事録

日時 令和5年2月20日(月) 午前10時00分から午前11時20分まで

場所 木更津市役所 朝日庁舎 会議室 F

出席者 会長 菊地 浩一  
委員 手塚 真一  
委員 山田 幸生  
委員 荒木 太郎  
委員 川野 将充  
委員 佐伯 正美  
副会長 清水 和也  
事務局 野口 琢郎(社会福祉課長)  
榎本 和美(障がい福祉課長)  
千代田 純聡(高齢者福祉課)  
兵藤 伸江(社会福祉課) / 司会  
山田 里歩(社会福祉課)

### 【議事内容】

#### 司会進行(兵藤)

本日は、公私ともご多忙にもかかわらず、ご出席いただきありがとうございます。ただいまから「木更津市福祉有償運送運営協議会」を開会いたします。

始めに、委員の皆様から自己紹介をお願いいたします。(各委員自己紹介)

次に、事務局の自己紹介をいたします。(事務局自己紹介)

次に、配付資料の確認をいたします。1つ目、本日の次第。2つ目、木更津市福祉有償運送運営協議会資料。3つ目、自家用有償旅客運送ハンドブック。4つ目、道路運送法施行規則改正概要資料。5つ目、登録更新申請書が2団体分で、各1冊となっております。なお、この登録更新申請書につきましては、会議後に回収させていただきます。

次に、ご連絡でございます。この協議会は、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例第3条に基づき、公開することとなっております。本日の傍聴人はございません。

また、会議録を作成する都合上、本協議会開催中は録音をさせていただいておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

なお、本会議の議事につきましては、木更津市福祉有償運送運営協議会資料13ページ「資料6」に、木更津市福祉有償運送運営協議会設置要綱がございますが、その第7条第1項の規定により、会長が議長となり、次第に沿って、議事を進めるところでございますが、今回は委嘱直後でございますので、まだ会長が決まっておりません。つきましては、会長が決まるまでの間、仮議長として、社会福祉課長の野口が議事進行をさせていただきます

いのですが、よろしいでしょうか。(異議なしの声あり。)

それでは、仮議長として、野口が議事進行を務めさせていただきます。

#### 仮議長(野口)

改めまして、皆さまおはようございます。本日はお忙しい中、ご足労いただきまして、誠にありがとうございます。会長が決まるまでの間、仮議長を務めさせていただきます、社会福祉課の野口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入る前に、委員の定足数を確認いたします。本日の出席委員数につきましては、委員総数8名中、7名でございますので、半数を超えております。従いまして、木更津市福祉有償運送運営協議会設置要綱第7条第2項の規定により、会議は成立いたしました。

それでは、議題に入ります。議題(1)「会長の選出について」を議題に供します。本会の、会長選出につきましては、木更津市福祉有償運送運営協議会設置要綱第4条第1項の規定により、委員の互選となっております。それでは、会長の推薦をお願いします。

#### 荒木委員

会長には、菊地委員を推薦します。

#### 仮議長(野口)

ただ今、荒木委員から、会長に、菊地委員との推薦がございましたが、いかがでございますでしょうか。(異議なしの声。)

それでは、ご異議が無いものと認めまして、本会の会長を、菊地委員と決定させていただきます。今後の進行につきましては、新会長であります菊地委員にお願いいたします。以上で、私の仮議長を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。それでは、菊地会長、よろしくお願いいたします。

#### 議長(菊地委員)

ただいま、皆様から推挙していただき、本協議会の会長を仰せつかりました、社会福祉法人みづき会の菊地でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

規定により、議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきます。議題(2)について、「議事録署名人の指名」をさせていただきます。こちらは、手塚委員と佐伯委員にお願いしたいと思っております。

続きまして、議題(3)「副会長の選出について」を、議題に供します。副会長の選出につきましては、木更津市福祉有償運送運営協議会設置要綱第4条第3項の規定によりまして、副会長は、会長が指名した者をもって充てることとなっておりますので、副会長には、清水委員を指名いたします。

次に、議題(4)「福祉有償運送実施団体の更新登録申請(案)について」でございます

が、まず、事務局より、「移動制約者の現状と福祉有償運送の必要性について」の説明を行い、次に、国土交通省千葉運輸支局川野委員より、「道路運送法施行規則の改正について」ご説明をいただきます。それでは、事務局からお願いいたします。

#### 事務局（榎本課長）

障がい福祉課の榎本でございます。私からは、移動制約者の現状と福祉有償運送の必要性について、ご説明させていただきます。

お手元の木更津市福祉有償運送運営協議会資料2、3ページをお開きください。本市における移動制約者の状況は、令和3年度末で要支援者、介護認定者及び身体障害者など、あわせて16,726人となっております。この内訳は、要介護認定者が7,076人、障害者手帳の交付者などが9,650人でございます。これらの方々が、移動にあたり、何らかの制約を受けている状況にあるものと考えております。

続きまして、4ページをご覧ください。本市では、移動制約者に対する福祉移送サービスとして、「福祉タクシー事業」、「福祉カー貸し出し事業」及び「高齢者タクシー利用助成事業」を実施しております。まず、「福祉タクシー事業」につきましては、「身体障害者手帳1・2級」及び「療育手帳Aの2以上の方」がタクシーを利用する場合に、乗車料金のうちタクシー利用券1枚につき500円を助成する制度でございます。タクシー利用券につきましては、1人あたり月3枚、年間で36枚、交付しております。また、腎臓機能疾患により人工透析を受けている方には、1人あたり月6枚、年間72枚を交付しております。令和3年度の実績を申し上げますと、交付者が802人、交付枚数30,585枚、そのうち16,478枚の利用がございました。

次に、「福祉カー貸し出し事業」につきましては、「身体障害者手帳」、「療育手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けた方、及び「65歳以上の歩行が困難な高齢者」に対し、無償で貸し出しを行っております。1回の貸し出し期間は、3日以内となっております。令和3年度の貸し出し実績を申し上げますと、45件で、延べ59日間の利用となっております。なお、この福祉カーにつきましては、令和3年9月までは、リースにより「トヨタ・ハイエース」を貸し出しておりましたが、同年10月からは、新たに電動ウインチ付きの「ホンダ・フリード」を購入し対応しております。

次に、「高齢者タクシー利用助成事業」につきましては、市内に居住し、住民基本台帳に登録されており、世帯全員が75歳以上で、申請した月の属する年度の市民税が非課税であり、運転免許証を有していない世帯の世帯主、または、65歳以上74歳以下で、令和3年7月1日以降に、運転免許証を自主返納しており、市税の滞納がない方に対し、タクシー利用助成券を、1人あたり月3枚、年間36枚を交付しております。令和3年度の実績を申し上げますと、交付者が505人、交付枚数9,096枚、そのうち6,675枚の利用がございました。令和4年4月1日現在で、本市の人口135,767人のうち、65歳以上の高齢者は38,051人であり、前年比で123人増えており、高齢化率は28.03%でございます。今後も、

さらに高齢化が進むものと考えております。

続きまして、9ページ、資料4をご覧ください。民間における福祉移送サービスの状況につきましては、NPO法人や社会福祉法人などにおける福祉有償運送として、現在6団体が運営協議会の合意をいただき、「国土交通省関東運輸局葉運輸支局」へ登録しております。令和3年度の実績を申し上げますと、令和4年3月末および令和5年1月末で事業を廃止した2団体を含む8団体において、福祉車両および一般車両42台を使用し、会員477人に対し、輸送人員は、延べ2,944人で行っていただきました。高齢化の増加が見込まれる中、今後とも会員数及び、契約者数の増が予想されます。また、国では、施設入所から地域移行への考え方を示しておりますので、障害者などの外出機会も増えていく中、福祉移送サービスは欠かせないものと考えております。

このような状況から、本市におきましては、公共交通機関、特にタクシー事業者様や、登録されている事業者様には、福祉有償運送に関しまして、ご尽力いただいているところであり、『移動制約者に対し、安全性の確保と利便性の向上が図られるよう』、福祉有償運送サービスにつきましては、引き続き、必要なものと考えております。説明は、以上でございます。

#### 議長（菊地委員）

ただ今の説明について、ご質疑等がございましたらお願いいたします。無いようですので、わたくしの方から質問いたします。

タクシー券とか福祉カー事業、利用助成について、年々利用者が減っているように感じるのですが、現状を教えてください。

#### 事務局（榎本）

まず、障がい福祉の部門からお答えいたします。タクシー利用券の利用者数の状況としましては、交付対象者数が2,600人前後で推移しているところであり、ここ数年の交付枚数は3万枚で利用率は60%程度ということで、手帳の新規交付時や更新時、また色々なサービスの変更や相談があったときには、福祉カーの貸出とタクシー利用券の案内をおこなっている状況です。移動制約者への選択肢を多くご用意をして障がいのある方に対して、なるべく移動に支障が無いように取り組んでいると考えております。

また、もう一点の福祉カーの貸出につきましては、令和3年度実績で45件、59日間と説明させていただきましたが、令和3年9月までは、トヨタハイエースという大きなワンボックス車で非常に使い勝手が悪いという声をいただいておりますので、令和3年10月よりホンダのフリードという小回りの利く車に変えましたところ、令和4年度実績で3月末の予約を含めると、92件で118日間の利用が見込まれております。十分な数字とは言えませんが、木更津市として障がいがある人も移動がしやすいような取り組みを今後も周知しまして、利用率の向上に今後も努めて参ります。

#### 事務局（千代田）

わたくしのほうから、高齢者タクシー利用助成の事業について令和3年度、令和4年度のデータの説明をさせていただきます。こちらの事業は令和3年7月1日よりの開始となっております。令和3年度の実績は交付者505人、交付枚数9,096枚のうち6,675枚の利用で利用率は73.4%となっております。令和4年度は1月末時点で交付者924人、交付枚数28,593枚のうち15,921枚の利用で利用率は55.7%となっておりますが、昨年度も最後の2月3月で利用枚数が増えておりますので、今年度も利用率は令和3年度と同等か、もしくは上回る見込みになっております。

#### 議長（菊地委員）

減っているというのはわたくしの読み取りが甘いようでした。川野委員、他の市はいかがでしょう。

#### 川野委員

統計をとっているわけではないですが、前年度と同様の水準になると思います。

#### 議長（菊地委員）

続きまして、道路運送法施行規則の改正について説明をお願い致します。

#### 川野委員

配付資料の道路運送法施行規則改正概要をご覧ください。昨年10月1日に道路運送法施行規則の改正がございました。まず背景といたしまして、福祉有償運送の事業者において、乗車定員10人以下の車両、持ち込みを含めて5両以上の特定事務所の運行管理の責任者には、道路交通法及び道路運送法に基づく、安全運転管理者及び運行管理の責任者の双方の選任が義務づけられています。今般、道路交通法の改正により、自家用有償旅客運送者は安全運転管理者の選任義務の対象から除外されることとなりました。そこで、安全運転管理者が選任されている場合と同等の輸送の安全及び旅客の利便の確保が可能となるよう、道路運送法施行規則について所要の改正を行いました。改正のポイントは3つあります。

まず一つ目に特定事務所の運行管理の責任者は、運行管理に関する講習を定期的に受けていただくこととなりました。運行管理に関する講習の内容は配付した資料に記載があります。こういったものかといいますと、自動車事故対策機構や自動車教習所等で行っております、運行管理者の方へ向けた一般講習でございます。こちらは2年度ごとに受けていただくものになりまして、配付の資料にスケジュールを添付しております。次回以降の更新登録申請時、特定事務所の運行管理の責任者の挙証書類について、就任承諾書に加えて一般講習の受講状況を確認していくものと思われま。

続きまして二つ目のご説明をします。運行管理の責任者に行っていただく業務が増えました。資料のアからエの4点になります。特に最後のエの部分について、今まで運転前のみだったドライバーに対する酒気帯び有無の確認及びその記録なのですが、運転前後の確認が必須となりました。

三つ目としまして、酒気帯びの有無の確認は今までは目視や会話での確認でしたが、アルコール検知器の使用が必要となりました。気を付けていただきたいのは、アルコール検知器の機械の故障があり、使用ができなかったということが無いよう、アルコール検知器を常時有効に保持していただくことです。

以上3点でございますが、アルコール検知器がなかなか輸入されていないという現状も聞いております。三つ目の規定について、法令上は当分の間適用しないとなりますが、お持ちの事業所におかれましては、積極的に活用していただくようお願いいたします。

また、資料にない部分になりますが、実務的な部分の改正もありました。旅客の範囲の区分については、原則として申請時に区分に登録している人がいないといけません。区分を増やす場合は、運営協議会で協議を調えた上で、変更登録を行う必要がありました。今般の改正では、更新登録に係る運営協議会の場で、区分を増やすことについて協議が調えば、申請時に登録している方がいなくても当該区分を追加することができるようになります。併せてご紹介とさせていただきます。私からは以上です。

荒木委員

アルコール検知器での検査結果の管理の仕方についてお伺いします。

川野委員

検知機器使用の記載と酒気帯び有無の確認の結果をチェックするようにお願いいたします。

議長(菊地委員)

他にごございますか。無いようですので、わたくしの方から質問失礼します。  
こちらの協議会で不承認とはあり得るのでしょうか。

川野委員

資料やヒアリング等を通じてどのような体制で事業を行うのか判断していきますが、場合によっては、そもそもの事業内容が法令に沿ったものではない等により、不承認の意見が多数あった等のケースが考えられます。場合によっては、条件付き承認や追加での書面協議での対応も考えられます。

#### 議長（菊地委員）

ありがとうございます。続いて、議題（４）「福祉有償運送実施団体の更新登録申請（案）について」に入ります。自家用自動車有償運送の更新登録申請をしようとする、法人２団体による説明を行います。それでは、団体の説明者入室となります。まずはじめに、社会福祉法人かずさ萬燈会様に入室していただきます。社会福祉法人かずさ萬燈会様に、５分程度で説明をお願いしたいと思います。

#### かずさ萬燈会

お忙しいところありがとうございます。社会福祉法人かずさ萬燈会の山田と申します。本日はよろしく願いいたします。福祉有償運送について更新登録申請をさせていただくにあたって、提出した資料のとおりでございます。（提出資料の説明）

そのなかで、付箋９のうち●●さんの免許証の有効期限が切れていますが、免許は更新済みであり、書類提出をまっている状態ですので報告いたします。またアルコールチェックを徹底しておりますことを加えてお伝え致します。それではご審議の程お願いいたします。

#### 議長（菊地委員）

ありがとうございました。ご質疑がありましたら、お願いいたします。

#### 川野委員

書類上の不備について何点かお伝えいたします。付箋８の車検証のうち、有効期限が間近のものがあつたので気を付けてください。普通車については年明けから車検証が電子化になりました。その場合は、自動車検査記録事項の方を提出してください。軽自動車に関してはこれまで通りの対応をお願いします。運転免許証についても期限切れにならないよう気を付けてください。

次に、ドライバーの資格関係につきまして、▲▲さんの講習の証明書が無いように見受けられるが、添付漏れなのでしょうか。

#### かずさ萬燈会

▲▲さんについては２種免許を持っているので、添付をしていません。２種免許を持っている場合、併用できると伺っていたので、訪問介護２級の資格はもっているが、福祉有償運送の講習を受けてはいません。

#### 川野委員

わかりました。最後に付箋１２の旅客名簿については、ニとホのみだが、付箋１の裏面、旅客の範囲ではイとロの記載もあるが、どちらが正しいのでしょうか。

かずさ萬燈会

うちの契約書では旅客の範囲はイトロも対象となっているが、実際に今、名簿に登録されているのはニとホのみです。過去にはロの方がいらっしかったです。

川野委員

基本的に、区分に該当している会員がいることを前提に範囲を決めるものですが、区分増やすのに協議が必要ですので、区分を残しておきたい、追加したいとの要望があれば、そこを含めて協議することは可能ですが、そこをふまえてお聞きします。いかがですか。

かずさ萬燈会

全くないかというところではないと思われるので、残していただきたい。

川野委員

3月末にかけて申請が多くなりますので早めの申請をお願いいたします。

議長(菊地委員)

車検証と免許証の期限に関しては、場合によっては追加で出す等の対応でいいのでしょうか。

川野委員

申請の時期に応じて判断いただければとおもいます。申請までに更新できていれば差替えて新しいものを添付してください。

2種免許の件については、ヘルパー2級の証明をつけてください。内容を踏まえて判断します。

議長(菊地委員)

それでは、社会福祉法人かずさ萬燈会の質疑を終了させていただきます。協議結果につきましては後日事務局から通知させていただきます。かずさ萬燈会様には、ご退席をお願い致します。

続きまして、社会福祉法人長須賀保育園様に入室させていただきます。5分程度で説明をお願いしたいと思います。

社会福祉法人長須賀保育園

本日は開催していただきありがとうございます。社会福祉法人長須賀保育園の柳瀬と桐枝と申します。それでは報告をさせていただきます。(提出資料の説明)

説明は以上となります。



議長（菊地委員）

ご質問はありますか。

川野委員

資料の2ページ中、事務所の名称が空欄であるので、記載をお願いします。また年度末は込み合いますのでなるべく早く申請をお願いします。

議長（菊地委員）

他にありますか。無いようですので、社会福祉法人長須賀保育園の質疑を終了とさせていただきます、協議結果につきましては後日事務局から通知させていただきます。長須賀保育園様にはご退席をお願い致します。それでは、採決に移ります。

はじめに、議題（4）福祉有償運送事業団体の登録更新申請書（案）について、採決をとらせていただきます。

まず、社会福祉法人 かずさ萬燈会について、福祉有償運送の必要性を認め、更新登録申請書（案）を承認、賛成の方は 挙手をお願いいたします。

（全委員挙手）

社会福祉法人 かずさ萬燈会につきましては、賛成が過半数でありますので、承認いたします。

続きまして、社会福祉法人 長須賀保育園について、福祉有償運送の必要性を認め、更新登録申請書（案）を承認、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全委員挙手）

社会福祉法人 長須賀保育園につきましては、賛成が過半数でありますので、承認いたします。

なお、本日の協議結果につきましては、先ほど申し上げましたとおり、事務局より各団体へ通知いたします。

本日の議題は、全て終了いたしました。これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。皆様には ご協力頂きまして、誠にありがとうございました。事務局へお戻しいたします。

司会（兵藤）

ありがとうございました。なお 先ほど、議長の方から話しがございましたが、会議の結果は、整い次第、各団体に通知いたします。また、次回の協議会につきましては、木更津市福祉有償運送運営協議会資料11ページ「資料5」の、木更津市福祉有償運送実施団体名簿にございますように、今年の10月が登録更新期限となる団体が2団体ございますので、その更新にあわせて開催の予定でございますが、新規の登録申請がある場合には、その都度ご連絡させていただきます。

最後に、今回の2団体分の更新登録申請書類につきましては、こちらで回収させていただきますので、そのまま置いて帰られますよう、お願いいたします。本日はありがとうございました。

以上

議事録署名人 手塚 真一  
佐伯 正美